



自動車運転者の労務管理で お悩みはありませんか？

兵庫労働局の指導員

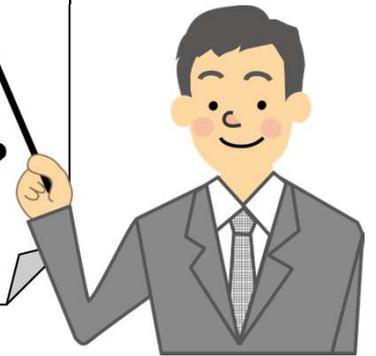


自動車運転者時間管理等指導員 がお手伝いします

例えば、こんな疑問はありませんか？



- ・拘束時間が改善基準に合っているか分からない。
- ・労働時間が長い場合に、最低賃金をクリアするにはどうしたらいい？
- ・最近の法改正はどんなことがあった？
- ・残業時間や残業代の計算って、これでいいの？



このような疑問やお悩みについて、**自動車運転者時間管理等指導員**が**無料**で相談に応じます。
(相談内容は秘密が守られます)

ご希望があれば、訪問の上、相談対応も可能です。



本制度は、労務管理の改善に意欲のある事業主に方を支援する制度で、監督指導や監査などの権限行使とは異なりますので、積極的にご活用下さい。

厚生労働省



兵庫労働局

利用のお申込・お問い合わせは裏面をご覧ください

FAX送付先 078(367)9165

自動車運転者時間管理等指導員 利用申込書

平成 年 月 日

兵庫労働局労働基準部監督課 御中

貴社名

ご連絡先 ()

ご担当名

指導員の利用を希望(検討)します。

以下は、任意記載事項です(必要がなければ、記入は結構です)。

<p>相談内容</p> <p>該当する項目を チェックしてください (複数可)</p>	<p>改善基準告示、運行管理について 労働時間制度について 賃金制度について 労働契約、労働条件通知書について 就業規則の作成・変更について 時間外・休日労働に関する労使協定について 健康管理対策について 過重労働対策について その他</p>
<p>利用方法</p> <p>希望する項目に を付けてください (複数可)</p>	<p>1 訪問してほしい(希望日 平成 年 月頃) 2 電話で相談したい 3 相談に行きたい(希望日 平成 年 月頃) 4 スタッフ教育やセミナーのために講師を派遣してほしい 5 資料(パンフレット等)を送付してほしい 6 その他()</p>

ご利用を希望される場合には、下記あて先に、ファックス(または郵便等)により、直接お申込みください。後ほど、こちらからご連絡させていただきます。

〔お問い合わせ先〕

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 16階

兵庫労働局 労働基準部 監督課

電話 : 078(367)9151

FAX : 078(367)9165

個人情報の取り扱いについて

本紙に書かれた個人情報については、指導員の利用申込の把握のみに使用し、

貴社の同意なく第三者へ提供することはありません。

自動車運転者時間管理等指導員の個別訪問は、労働基準監督官が行う立入調査ではありません。